

要 請 書

中華人民共和国 駐日本国特命全権大使
崔 天凱 様

3月10日から始まったチベット人への武力行使に対し、私は深く憂慮し、自制をもってこれに対応することを貴国に求めます。

平和的な抗議行動に参加した人々への過剰な武力弾圧によって、140名が死亡。逮捕・拘束者数は1400名。行方不明者は数百名に達し、さらに何百名もの僧侶がラサから他省の刑務所に送られたうえに、数多くの僧院は中国の武装警察に抱囲され、この数週間、水も食料も与えられず、ついに餓死者が出たと報道されました。

「国際人権B規約」によって、身体の自由と安全、移動の自由、思想・信条の自由などの自由権は保証されています。集会の自由、表現の自由を認めず、平和的な抗議に対し過剰な武力で人命を奪い、人身を拘束している貴国の非人道的行為は国際人権基準に違反するものです。国連理事国である貴国が人権侵害の罪を犯すことを黙認するわけにはいきません。

私は平和を愛する国際社会の一員として、以下のことを貴国に要請します。武力行使を即刻止め、拘束しているすべての人々に水と食料、医療を与え、すみやかに釈放すること。国際調査団が障害なく現地に入り、規制のない取材を行えるよう保証すること。そして、国連の調査を受け入れることを求めます。

貴国は国際社会を担う一国です。武力ではなく、対話によって問題を解決できる平和な国へと発展してくれることを切に願います。

名前

名前

名前
